

別表第1(第4条、第5条、第6条関係)

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
婚姻に伴う新規の住宅取得に係る経費	<p>(1) 夫婦の双方又はいずれか一方が当該住宅の所有者の名義人となっていること。</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び同法関係法令に適合した住宅であること。</p> <p>(3) 補助対象期間内に住宅の引渡しを受けた住宅であること。</p> <p>(4) 店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。</p> <p>(5) 婚姻日より前に実施した住宅購入にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施(発注契約)した当該住宅の購入であること</p>	<p>補助対象期間に、婚姻に伴い新たに住宅取得する際に要した費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 旧住宅の解体撤去に要する費用</p> <p>(2) 土地の購入費</p> <p>(3) 住宅又は土地の登記に要する費用</p> <p>(4) 国、県又は市の住宅改修に係る他の補助を受けた工事に要する費用</p> <p>(5) 賃貸の用に供する予定の住宅の工事に要する費用</p> <p>(6) 倉庫、車庫等の工事費(居住の用に供するための新築等の場合を除く。)</p> <p>(7) 夫婦の双方又はいずれか一方が自ら購入する設置工事を行うための機器、設備等の購入費</p> <p>(8) 移動又は取り外し可能な機器又は製品(テレビ、冷蔵庫、オープン等)の購入費</p> <p>(9) 併用住宅における住宅部分以外の工事費(内外部の住宅部との共用部分は、面積を按分(あんぶん)して算出する。)</p> <p>(10) 夫婦の双方又はいずれか一方が工事業者である場合の労務費(材料費を除く。)</p> <p>(11) 造園、門扉、塀又は外構の工事費</p> <p>(12) 下水道接続工事(接続に伴う設備改修工事を含む。)に要する費用</p> <p>(13) 合併処理浄化槽設備の工事費</p> <p>(14) 太陽光発電システムの工事費</p> <p>(15) 補助対象経費の全部又は一部が他の制度により補助を受けることができる費用</p> <p>(16) 公共工事の施行に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事に要した費用</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認める費用</p>	<p>【交付申請添付書類】</p> <p>(1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し</p> <p>(2) 工事内訳書の写し</p> <p>(3) 建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し</p> <p>(4) 位置図</p> <p>(5) 建物配置図及び建物平面図</p> <p>(6) 住宅の全景写真</p> <p>【補助金請求添付書類】</p> <p>(1) 補助対象期間内に行われた新規の住宅取得に係る費用であることが確認できる領収書の写し</p>
婚姻に伴う住宅のリフォームに係る経費	<p>(1) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること</p> <p>(2) 夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていること</p> <p>(3) 婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施(発注契約)した当該住宅のリフォームであること</p>	<p>補助対象期間に、婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために要したリフォーム費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 倉庫、車庫に係る工事費用</p> <p>(2) 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用</p> <p>(3) エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認める費用</p>	<p>【交付申請添付書類】</p> <p>(1) 工事請負契約書の写し</p> <p>(2) 工事内訳書の写し</p> <p>(3) 位置図</p> <p>(4) 建物配置図及び建物平面図</p> <p>(5) 住宅の全景写真</p> <p>【補助金請求添付書類】</p> <p>(1) 補助対象期間内に行われたリフォームに係る費用であることが確認できる領収書の写し</p> <p>(2) リフォームが確認できる写真</p>
婚姻に伴う新規の住宅賃貸に係る経費	<p>夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること</p>	<p>補助対象期間に、婚姻に伴い新たに住宅賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。</p> <p>(1) 駐車場代(住宅の賃貸借契約とは別に駐車場のみを借りている場合)、地代、光熱費及び設備購入費</p> <p>(2) 勤務先から住宅手当が支給されている場合の住宅手当部分</p> <p>(3) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第3号の住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認める費用</p>	<p>【交付申請添付書類】</p> <p>(1) 建物賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 給与所得のある夫婦の住宅手当支給証明書(別紙1)</p> <p>【補助金請求添付書類】</p> <p>(1) 補助対象期間内に行われた新規の住宅賃貸に係る費用であることが確認できる領収書の写し</p>
婚姻に伴い行う引越しに係る経費		<p>補助対象期間に、婚姻に伴い市内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 不要となった家財道具の処分要する費用</p> <p>(2) 家財道具の運搬に利用した車両、台車、はしご等のリース費用</p> <p>(3) 引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認める費用</p>	<p>【交付申請添付書類】</p> <p>引越業者又は運送業者による費用等確認ができる見積書又は領収書等</p> <p>【補助金請求添付書類】</p> <p>補助対象期間内に行われた引越しであることが確認できる領収書の写し又は引越費用証明書(別紙2)</p>